東成瀬村議会改革特別委員会の調査報告書（答申）

令和８年９月

東成瀬村議会改革特別委員会

目次

	ページ
第1章 調査の概要と経緯	1
第2章 一般質問実施要領	2
第3章 情報発信（動画配信・広報）	4
第4章 適正な議員報酬の調査	8
第5章 適正な議員定数の調査	12
第6章 デジタル化	15
第7章 まとめ	17

第1章 調査の概要と経緯

本委員会は、人口減少社会における「議員のなり手不足」という構造的課題に加え、「4回連続の無投票」という事態を重く受け止め、村議会の機能を維持・強化するための具体的施策を検討することを目的に、設置に至る前段階として、「議会活性化協議会」において数ヶ月間にわたる予備的協議が重ねられてきた。その後、本格的協議していくことになった。

特別委員会の設置

1．名　称
　議会改革特別委員会

2．目　的
　議会改革に関する総合的調査

3．調査期限
　議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

4．委員定数
　9名（議長を除く（参与として参加）。委員長　伊勢谷勝美）

5．設置の経緯
　令和5年の改選後から、議会活性化協議会等において協議された改革調査項目を、正式に調査する組織として令和6年8月26日の全員協議会にて当委員会を設置することに決定。同時に他に新たな改革調査項目が提起された場合は調査するか否かは、その都度判断を行うことも確認。令和6年9月定例会において、議員発議により「議会改革特別委員会」を設置した。

6．改革調査項目の設定
　（1）　一般質問実施要領
　（2）　情報発信　　①動画配信について　②広報について
　（3）　議員報酬
　（4）　議員定数
　（5）　デジタル化

第2章 一般質問実施要領

○調査の目的と経緯

従来の質問方式では、議論が拡散しやすく、内容が理解しにくいという欠点があった。これを解消し、傍聴者はもとより、答弁者、更に質問者にとっても理解しやすく議論が深まる方式への転換を目指す。

～従来の質問･答弁方法、「東成瀬村議会一般質問実施要領」より抜粋～

1回目は、一括して質問し、一括して答弁を行う。

2回目以降は、一般質問通告書の質問項目ごとに区切って再質問を行う。

質問回数は、3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た時は、この限りでない。

○主な協議事項

･一問一答方式(3回まで)
･反問権について
･導入した場合のメリット･デメリット
･実施要領について

○協議の経過と主な内容

第3回 （令和7年1月30日開催）
○協議中の質問方式の名称を一問一答方式(3回まで)から「分割質問方式(質問項目ごとに質問･答弁を完結)」に名称変更決定
○反問権については、今後議会として一問一答方式(小項目ごと)の検討が必要になった時議論する方針を確認
○分割質問方式　次回導入可否を決定

第4回 （令和7年2月18日開催）
○導入可否の協議前に確認し合意した内容
･メリット･デメリット
○実施する場合の課題等　協議･確認する
○導入可否協議し、導入可の方針に決定

第5回(令和7年3月26日開催)
○実施要領を決定する(時間制限･質問席･答弁席について)

○分析内容

〈主な意見と論点〉

従来の質問方式は、質問が複数ある場合には質問と答弁の内容が捉えにくいという認識が以前よりあったことや、過去には答弁忘れの事例もあった。

分割質問方式は、傍聴者はもとより答弁者、質問者にとっても理解しやすい仕組みであることを確認。

○メリット
･質問が複数ある場合、質問と答弁の内容が捉えやすい。
･答弁忘れを防ぐことができる。
･傍聴者はもとより答弁者、質問者にとっても理解しやすくなる。

○デメリット
･特になし。

第2章 一般質問実施要領

○結論

採決の結果、分割質問方式に賛成が多数だった（賛成6人、保留2人）。よって、一般質問方式を「分割質問方式（質問項目ごとに質問・答弁を完結）」を「導入可」とした。

令和7年4月24日開催の議会運営委員会で「一般質問実施要領」と併せて申し合わせ事項を策定。当局との協議を経て、令和7年6月定例会議より一般質問は分割質問方式を導入し、運用開始を決定。

～分割質問方式「東成瀬村議会一般質問実施要領（改正）」より抜粋～

一般質問通告書の質問事項ごとに質問と答弁を行う。

質問事項ごとに質問の回数は、村議会会議規則により3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

質問は質問席で行う。

答弁は質問事項ごとに1回目は答弁席で行い、2回目以降は自席で行う。

～申し合わせ事項～

・一般質問の時間制限は設けない事とするが、質問と答弁を併せて最大で60分を目途とし、議場にデジタルタイマーを設置対応することとした。

・超過した場合、または超過するような場合は、議長判断で終了を促すことができる。

・時間の目途として、時間の計測を行うこととし、開始は質問者が発言を始めた時とする。

○まとめ

「分割質問方式」は通告書の質問項目ごとに質問と答弁を完結する方式で、議論する側、傍聴者共にわかりやすく、理解しやすい形となっている。伝わりやすい議会運営、議論の活性化、議会機能の強化など、総合的に検討・判断された結果であり、今後も一般質問の充実を図っていくことを確認した。









第3章 情報発信　①動画配信

○調査の目的と経緯

議員活動の動画配信は、情報発信において有効であり、議会における動画配信の実施の可能性、また、本村議会としての導入の可否を検討する。

○主な協議事項

・近隣町村の状況
・事例の精査
・動画配信の意義（メリット・デメリット）
・課題整理
・導入スケジュール
・当局との協議
・実施要綱の整備

○協議の経過と主な内容

第3回 （令和7年1月30日開催）
○県内12町村の動画配信状況を確認と事例の精査

第4回 （令和7年2月18日開催）
現時点でのメリット・デメリットを確認
○メリット・デメリット
○動画配信の経費面での参考事例を確認（業者委託・地元業者等）
○課題整理

第5回 （令和7年3月26日開催）
○提案意見の検討
・動画配信と会議録のオンライン公開の関係について

第6回 （令和7年4月24日開催）
○提案意見の検討
・動画配信についての住民アンケートや費用対効果、他自治体の事例について

第7回 （令和7年5月29日開催）
○提案意見の検討
動画配信リスクへの対策やインターネット配信に関する要綱例を確認

第8回 （令和7年10月10日開催）
○導入の可否について、導入することに決定

令和8年　3月定例会議　　試験的に動画撮影　実施

第13回 （令和8年5月29日開催）
○実施要綱の整備
○令和8年6月定例会議から運用開始を決定

第3章 情報発信　①動画配信

○分析内容

①県内市町村議会のインターネットによる映像配信の状況

（令和7年1月現在）

導入の有無	市町村数	備考
中継配信・録画配信	13団体	
中継配信のみ	2団体	
録画配信のみ	2団体	
どちらも行っていない	8団体	内、検討中が6団体

②全国町村議会のインターネットによる映像配信の状況

○議会中継実施　　731／926町村（78．9％）

○映像による配信状況
- ・インターネット利用
 - ライブ中継　　255町村（27．5％）
 - 録画配信　　383町村（41．4％）
- ・CATV（ケーブルテレビ）　　203町村（21．9％）

③各種撮影方式別経費の比較

パターン	形態	業者等	形式	委託金額	カメラ台数	配信範囲
①	業者委託	業者	ライブ配信／配信クラウド（専用回線）	初期費用50万円 14万円／月	2台以上	本会議
②	地元業者	地元業者	ライブ配信／YouTube	1，430円／h×3人	2台以上	本会議
③	本会議は業者 委員会は職員	業者 職員	ライブ配信／YouTube	委託金額は不明 機材は自治体で準備	議場は2台以上 委員会は1台	本会議 委員会
④	業者委託	業者	録画配信／YouTube	不明	2台以上	一般質問

第3章 情報発信　①動画配信

〈主な意見と論点〉

○メリット
・傍聴に来られない人（高齢者や障害者など）のために有効。
・議会の内容を村民に知ってもらうための手段の一つ。

○デメリット
・ライブ配信だと慎重になりすぎて議論が出来るか懸念される。
・不適切な発言をしてしまった場合の対処が困る。
・どれだけの要求があってやるのか、ライブでやるのか、録画でやるのか。
・高齢者に有効と言いつつ、インターネット端末を使えず動画を見られない高齢者等が多い。
・動画配信のリスクが高い。
・コストと効果が懸念される。

○動画配信と会議録のオンライン公開の関係について
・会議録の公開は、現在議会事務局で対応
・動画配信を優先して協議していくことにするなど協議
・会議録のオンライン公開は様々な課題等整理もあり、時間をかけて検討していく課題

○動画配信についての住民アンケートや費用対効果や他自治体の事例について
・低予算で導入可能であれば、負担を掛けてまでアンケートをする必要が無いのではとまとまった。

○結論

議会の本会議（一般質問）を録画配信することを決定した。低予算での導入を基本とし、発信媒体はYouTubeを利用し、定点でのビデオカメラ1台で運用することに決定。簡単な編集及びYouTubeへのアップロードまで議会事務局職員で対応することとした。当局との協議を実施すること。映像配信に関する要綱を策定すること。運用に関しては、令和8年3月定例会議で試験撮影を行い、令和8年6月定例会議より本格導入を決定。

○まとめ

情報発信における動画配信について、検討を重ねた結果、導入を可とする判断に至った。議員活動と議会の様子をより身近に感じられる発信環境へ整備された。

第3章 情報発信　②広報

○調査の目的と経緯

議会広報は、議会活動や村政の実態を住民に正確かつ分かりやすく伝える重要な役割を担っている。しかし、従来の広報だけでは十分な情報発信とは言えず、住民との双方向の交流や議会への理解促進を図るため、広報のあり方の見直しが求められていた。

○主な協議事項

・「議会だより」編集方針の策定

○協議の経過と主な内容

第13回（令和8年5月29日）

・広報対策特別委員長から編集方針策定の必要性と広報特別委員会正副委員長と議長（発行責任者）、議会事務局において方針案を協議中である旨説明
・これまでの広報活動及び編集上の課題を整理
・編集方針案の内容について協議

○広報対策特別委員会（第1回：令和8年6月3日開催）

・「議会だより」編集方針の策定

○議会運営委員会（第4回：令和8年6月4日開催）

・編集方針を決定

○議会全員協議会（第7回：同日）

・編集方針報告

○　分析内容

〈主な意見と論点〉

○議会だよりは議会と住民をつなぐ重要な広報媒体であり、その役割を明確にする。
○ 記事の正確性、公平性及び客観性を確保するため、会議録に基づく編集を基本とする。
○ 編集責任や権限を明確化し、委員会による合議制のもとで編集を進める。
○ 発言内容の趣旨を損なわない編集基準を設け、住民に誤解を与えない紙面づくり。
○ 編集過程や校正手順を明文化し、発行までの工程を統一する必要がある。
○ 見出しやレイアウト、写真活用などを工夫し、住民にとって読みやすく親しみやすい紙面づくりを進める。
○ 個人情報保護や未確認情報の取扱いなど、情報管理に十分配慮する。

○結論

議会だよりは、議会と村民をつなぐ最も大切な広報媒体であり、編集目的、編集体制、編集基準、発行工程及び校正手順等を体系的に整理し、議会だよりの編集方針の策定に至った。これにより、正確性、公平性及び客観性を確保した編集体制を構築し、住民に分かりやすく信頼される議会広報の充実を図ることとした。

○まとめ

「議会だより」編集方針は、議会広報の基本理念と運営ルールを明確にし、編集作業の標準化を図るものである。今後は本方針に基づき、議会活動を正確かつ分かりやすく住民へ伝えるとともに、住民との信頼関係の構築及び議会への理解促進につながる広報活動を推進していく。

第4章 適正な議員報酬の調査

○調査の目的と経緯

当議会における議員のなり手不足は複合的な課題に起因するが、4選無投票を受け議員のなり手不足の一因である議員報酬額のあり方について調査・検討を行う。

○主な協議事項

・村の議員報酬の推移
・他町村との比較
・議員報酬の算定方法
・議員活動調査の実施
・スケジュールの協議
・村の財政状況の調査
・住民への説明方法の検討

○協議の経過と主な内容

第3回 （令和7年1月30日開催）
○議員報酬の情報収集の方向性
○議員報酬の算定方法の検討
○原価方式の算定モデル（令和4年モデル）改革先行型で調査を実施

第5回 （令和7年3月26日開催）
○適正な議員報酬の調査
・議員活動調査の報告

第6回 （令和7年4月24日開催）
○適正な議員報酬の精査
・議員活動調査の精査

第7回 （令和7年5月29日開催）
○適正な議員報酬の調査
・議員活動調査の精査（一部再調査）

第10回 （令和8年1月13日開催）
○適正な議員報酬の調査について
・原価方式の算定モデルの調査結果

第11回 （令和8年2月3日開催）
○適正な議員報酬額改定の方向性について

第12回 （令和8年2月27日開催）
○適正な議員報酬額改定の方向性について

第4章 適正な議員報酬の調査

○分析内容

①村の議員報酬の推移

改正日	議長	副議長	議員	村長
昭和59年12月1日	150，000円	130，000円	120，000円	480，000円
昭和62年10月1日	180，000円	150，000円	140，000円	520，000円
昭和63年4月1日	185，000円	153，000円	143，000円	540，000円
平成元年4月1日	191，000円	158，000円	148，000円	557，000円
平成2年12月1日	200，000円	165，000円	155，000円	588，000円
平成3年10月1日	215，000円	180，000円	170，000円	633，000円
平成4年10月1日	230，000円	195，000円	185，000円	673，000円
平成6年10月1日	245，000円	210，000円	200，000円	707，000円
平成8年12月1日	260，000円	225，000円	215，000円	742，000円
平成16年1月1日～現在	**255，000円**	**221，000円**	**211，000円**	**730，000円**
約22年間、改正なし				

②県内類似団体との比較

（令和6年7月1日現在）

自治体名	議長	副議長	議員	首長
藤里町	279，000円	242，000円	233，000円	712，000円
上小阿仁村	252，000円	225，000円	214，000円	649，000円
東成瀬村	**255，000円**	**221，000円**	**211，000円**	**730，000円**
大潟村	255，000円	212，000円	199，000円	620，000円
八郎潟町	210，000円	194，000円	186，000円	630，000円

③全国類似団体との比較

全国の人口2300人から2400人の類似規模団体の議員報酬は以下の通りである。

（令和6年7月1日現在）

自治体名	議長	副議長	議員	首長
高知県安田町	236，000円	195，000円	**170，000円**	705，000円
岩手県普代村	236，000円	189，000円	**170，000円**	570，000円
和歌山県古座川町	255，000円	195，000円	**175，000円**	577，000円
北海道壮瞥町	270，000円	215，000円	**179，000円**	720，000円
福島県北塩原村	308，000円	249，000円	**224，000円**	703，000円
京都府南山城村	275，000円	200，000円	**170，000円**	670，000円
北海道上砂川町	275，000円	200，000円	**170，000円**	670，000円

第4章 議員報酬に関する詳細調査

④議長会で示されている「原価方式」による報酬適正額のシミュレーション

1－4．原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

議員報酬額の算定式

(1)議会・議員の活動日数 ＿＿日 ／ (2)首長の職務遂行日数 **モデル：305日** × (3)首長の給料 ＿＿円 ＝ (4)議員報酬額 ＿＿円

→首長の給料実額を採用

⑤議員活動実態調査の詳細（令和6年実績）

活動カテゴリー	日数/時間	内容詳細
会議出席	41．6日	定例会（4回）、臨時会、常任委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会への出席。
法定外・研修活動	3．5日	一部事務組合議会、各種研修会、先進地行政視察等への参加。
日常的調査・住民活動	50．69日 （405．6時間）	議案の事前精読、資料収集、現場確認、住民からの要望聞き取り・対話、陳情への対応。
合計	95．79日	

議員9名を対象とし、令和6年1月から12月までの1年間の活動実態を「見える化」した。その結果、平均年間活動日数は95．79日となった。

【「原価方式」による報酬適正額のシミュレーション試算結果】

算出された適正報酬　月額 229，300円

現行報酬額　月額 211，000円

現行報酬との差額　18，300円の不足

この結果は、現在の議員活動が実態として「持ち出し（ボランティア的要素）」に支えられていることを示唆している。

第4章 適正な議員報酬の調査

〈主な意見と論点〉

○現状維持を支持する意見
・村の財政が厳しい中、議員の報酬を上げるのは住民の理解が得られない。
・報酬増額だけがなり手不足解消の直接的な解決策にはならない。
・不祥事案などによる報酬カットの経緯もあり、現時点での増額は難しい。
・定数を変えないのであれば現状維持。財政的に理解が得られない。
・報酬額の根拠となる活動調査を継続的にやって判断すべき。
・住民に納得してもらえるような根拠やデータがまだ乏しい。
・シミュレーションで算定した報酬額と実際の活動が少し乖離しているのでは。
・兼業のように他の仕事に従事している時は議員活動と言えないと思う。

○増額すべきとする意見
・物価高騰や職員給与の引き上げに合わせ、報酬もスライドさせるべき。
・「生活給」としての報酬が担保されないと、若い世代の参画が難しい。
・職務の対価として適切な額を提示すべきである。
・まず村長の報酬を上げるべき。その上で議員報酬も上げる。
・シミュレーション結果を踏まえた額の増額をすべき。
・根拠はないが1割アップすべき。
・大卒の村職員の初任給より議員報酬が低いのはいかがなものか。
・今後のなり手の問題には議員の仕事は大事なことだということを訴え、物価に合わせ報酬額のアップを行うことが、ポジティブなことだと思う。
・アンケートや座談会をやって村民を巻き込んで、村全体で決めたという形を取る。

○その他の意見
・来期、それから次のことも考えた上での話し合いが必要。
・兼業制度を整備してなり手不足の解消を。
・議員の仕事を住民にわかってもらえるよう訴えていく。
・専業と兼業のバランスも大事。
・報酬はあくまでも職務の対価であり、給与とは違う。
・議員に専念してしっかり働く人が出てくるべき。

○結論

「原価方式」による報酬適正額のシミュレーション試算結果では、現行の報酬より高い結果となったが、調査内容を踏まえ各委員に意見を求めた結果、現状維持が多数であった（現状維持6人、増額すべき2人）。よって、現状維持とすることに決定した。

○まとめ

議員報酬については、議会・自治体の状況を踏まえ、多角的に調査検討した結果であるが、今後も議員のなり手不足の課題に向け継続して取り組んでいく。

第5章 適正な議員定数の調査

○調査の目的と経緯

当議会における議員のなり手不足は複合的な課題に起因するが、4選無投票を受け適正な議員定数のあり方について調査・検討を行った。

○主な協議事項

・村の議員定数の推移
・他町村との比較
・スケジュールの協議
・他の自治体の状況について研修
・住民への説明方法の検討

○協議の経過と主な内容

第10回 （令和8年1月13日開催）
・適正な議員定数の方向性について

第11回 （令和8年2月3日開催）
・適正な議員定数の方向性について

視察研修会 （令和8年2月25日開催）
・研修先　大潟村　　上小阿仁村
県内3村の中でも、地域特性などが対照的な2村への視察を通じて、改めて自治体の特性を踏まえたうえで、議会構成と機能の維持を検討することが、重要であることを再認識しました。


（大潟村）


（上小阿仁村）

第12回 （令和8年2月27日開催）
・適正な議員定数の方向性について

〈他自治体の研修内容を参考〉

他市で開催された大学教授による「議員定数の在り方検討に係る議員研修会」の研修内容を参照し、議員定数の基本的な考え方や議論の進め方等について、議員間で共有しました。

第5章 適正な議員定数の調査

○分析内容

①村の議員定数の推移

任　期	議員定数
昭和62年4月30日 ～ 平成 3年4月29日	16人
平成 3年4月30日 ～ 平成 7年4月29日	14人
平成 7年4月30日 ～ 平成11年4月29日	14人
平成11年4月30日 ～ 平成15年4月29日	14人
平成15年4月30日 ～ 平成19年4月29日	14人
平成19年4月30日 ～ 平成23年4月29日	10人
平成23年4月30日 ～ 平成27年4月29日	10人
平成27年4月30日 ～ 平成31年4月29日	10人
平成31年4月30日 ～ 令和 5年4月29日	10人
令和 5年4月30日 ～ 令和 9年4月29日	10人

②県内類似団体との比較

（令和6年7月1日現在）

自治体名	定数	人口(住基)	議員1人 当たり人口
上小阿仁村	8名	1914人	239.3人
東成瀬村	**10名**	**2375人**	**237.5人**
藤里町	10名	2778人	277.8人
大潟村	12名	2969人	247.4人

③全国的な定数動向の把握

全国の人口1500人から2100人の類似規模団体の定数分布は以下の通りである。

・定数8名: 15団体(構成比 48.4%) ── 最多層

・定数10名: 9団体(構成比 29.0%) ── 第2層

・定数12名以上: 7団体

・類似団体平均定数: 8.45名

第5章 適正な議員定数の調査

～大潟村・上小阿仁村への研修から～

【大潟村】
○定数を下げるのは容易でも上げるのは難しい。
○H16から12名となっている。
○住民の議会に対する関心が低い。
○ 2年半後の改選時に村民が議員を選べる状況を作れるのが大切。
○座談会は、要望が多い。フリートークでテーマは決めずに行っている。出張座談会も行っている。座談会では、いろいろな説明が絡むのでやればやるほど難しい。
○なり手不足の一番のハードルは「選挙」。選挙がないと出ようかなというのは事実。

【上小阿仁村】
○H18に12人から8人に削減。
○定数減らせば、地域の声は遠くなるということは必然的にあると思う。
○議員は、各部落の代表的な感覚はある。
○議員というのは、無競争は駄目、村民にどのくらい信頼されているか票をもらう。
○自分たちは選挙で選ばれる人間でなければ駄目という意識を持った方が多い。
○村民は8名に納得している。

視察を通じて、定数削減は「行政チェック機能の低下」や「議員の負担増」という懸念があることが浮き彫りになった。特に、適正な議員定数という「正解のない課題」に対して、住民との座談会を重ねる大潟村の姿勢や、少ない定数でも各集落の意思を反映し続ける上小阿仁村の事例は大変参考になった。

〈主な意見と論点〉

○現状維持を支持する意見
・10人の議員のバラエティーが出揃うのが理想。
・定員が減ることはそれだけ住民の意見が反映できなくなる。
・定数を増やしたいところだが、自治体規模からして難しい。
・事務局に負担を増やさないためにも定数減はあってはならない。
・先輩議員から8名の検討をしたが、果たして住民のためになるのかという。
・各地区の代表を根ざした形で選出されており、現在バランスよく配置されている。
・人口2000人を切った時点で定数を検討しては。

○その他の意見
・2100人台も間近、ダムの完成も間近、人口減少に拍車が掛かっている。
・定数減する際の人数の最低ボーダーラインも併せて考えていくべき。
・人口減少に伴い見直し検討すべき(人口の度合いラインは今後検討)。

○結論

県内の他自治体へ状況確認のため視察研修、これまでの調査内容を踏まえ、各委員に意見を求めた結果、全会一致で現状維持の意見であった。

○まとめ

今後、人口減少が加速する中、議員定数については検討すべき最低ボーダーラインとなる村の人口動向を見て検討していく。同時に、他に出来る対策がないかも考えながら、議員のなり手不足の課題解決に取り組んでいく。

第6章 議会のデジタル化

○調査の目的と経緯

議会のデジタル化を推進し、ペーパーレス化による経費削減や事務作業の効率化、情報共有の迅速化を図るため、議員及び事務局へのタブレット端末導入について調査・協議を行った。また、災害時や感染症流行時における議会機能の維持・強化も目的とした。

○主な協議事項

・議会運営の効率化及び議会機能の強化
・県内自治体における導入状況の調査
・タブレット端末の導入方法の検討
・ペーパーレス会議システム（ソフトウェア）の選定
・使用基準及び運用方法の整備

○協議の経過と主な内容

第7回（令和7年5月29日開催）
○タブレット導入について（協議開始）
・議会運営効率化及び議会機能強化の必要性を確認
・県内自治体における導入状況を調査
第8回（令和7年10月10日開催）
○ソフトウェアの選定について
・複数のペーパーレス会議システムについて検討
・デモンストレーション実施を決定
※研修会を開催（議会活性化協議会）
・1回目　10月20日　A社ペーパーレス会議システム研修
・2回目　10月23日　B社ペーパーレス会議システム研修
第9回（令和7年12月1日開催）
○タブレットについて
・端末導入の進捗状況を確認
・タブレットの導入への状況とソフトウェア3種類を比較し選定する
○運用について
・「東成瀬村議会情報通信機器使用基準」及び同意書案を協議
・庁外接続は利用者の費用及び責任で行うことを確認
第10回（令和8年1月13日開催）
○端末及びソフトウェア導入状況について
・端末機11台の導入状況を報告
・ソフトウェアの導入に向けた予算措置を確認
○運用について
・「東成瀬村議会情報通信機器使用基準」及び同意書を再確認
第13回（令和8年5月29日開催）
○導入後の状況確認
・タブレット及びペーパーレス会議システムの運用状況を確認
・今後の活用及び環境整備について協議
・ペーパーレス会議システム　合同オンライン操作研修（令和8年6月23日開催）

第6章 議会のデジタル化

○分析内容

①議会運営効率化･議会機能強化

・ペーパーレス化による紙代・印刷費・郵送費等の削減
・資料作成、印刷、配付、修正及び管理業務の負担軽減
・災害時や感染症流行時における議会機能の維持強化
・オンライン会議や資料共有による議会活動の効率化
・議員間の連絡・情報共有体制の強化

②県内市町村の議会タブレットの導入状況

（令和7年5月29日現在）

導入の有無	市町村数	備考
導入済み	17団体	
検討中	8団体	内、導入予定が3団体

調査時点で県内自治体においてタブレット導入が進んでおり、多くの自治体で議会のデジタル化が進められていることを確認した。このことは導入検討を進める判断材料となった。

○結論

議会のデジタル化を推進するため、14インチChromebookの導入を決定した。また、ペーパーレス会議システムについては、複数のシステムを比較検討した結果、「スマートディスカッション」を採用した。あわせて情報通信機器使用基準等を整備し、タブレットを活用した議会運営を開始した。

○まとめ

議会のデジタル化に向けた調査・協議を重ねた結果、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し、議会運営の効率化と機能強化を図っていく。今後は運用状況を検証しながら、さらなる活用と議会活動の充実に努める必要がある。





第7章 まとめ

本委員会が目指す議会改革は、単なる制度や運営方法の見直しにとどまるものではなく、住民にとって身近でわかりやすく、信頼される議会を実現するとともに、将来の村づくりを担う人材が魅力を感じ、参画したくなる議会を構築することにある。

本委員会では、「一般質問実施要領」「情報発信」「議員報酬」「議員定数」「議会のデジタル化」の各項目について調査及び研究を行った。これらの課題はそれぞれ独立したものではなく、議会機能の向上や住民参加の促進という共通の目的のもと、相互に密接に関係する重要な課題であることを確認した。

特に、議員報酬及び議員定数については、人口減少や社会情勢の変化、議員のなり手不足といった課題を踏まえながら、議会が住民代表としての役割を十分に果たせる体制の確保に向け、継続的な検証と見直しを行っていく必要がある。

また、一般質問の運営方法、情報発信の充実及び議会のデジタル化については、その効果や住民ニーズを検証しながら、不断の改善に努めることが重要である。議会を取り巻く環境の変化に対応し、より柔軟な議会運営を推進していかなければならない。

今後においても、本委員会での調査研究の成果を踏まえ、新たな課題や改革項目について継続して検討を行い、住民に開かれ、次代を担う人材が参画しやすい議会づくりに取り組む必要がある。議会として住民の負託に応え、地域の発展と住民福祉の向上に資する、より充実した議会運営を目指していくものである。